

個人番号の利用目的について

お客さま各位

岩手県盛岡市中央通1丁目2番3号
株式会社 岩手銀行

株式会社岩手銀行は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年5月31日法律第27号、以下「番号法」といいます。）、「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律」（令和3年5月19日法律第39号、以下「口座管理法」といいます。）に基づき、お客さまの個人番号を、下記利用目的の達成に必要な範囲内で利用いたします。

記

1. 金融商品取引に関する法定書類作成・届出事務
2. 金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務
3. 非課税貯蓄制度等の適用に関する事務
4. 教育資金管理契約に関する法定書類作成事務
5. 国外送金等取引に関する法定書類作成事務
6. 生命保険契約等に関する法定書類作成事務
7. 損害保険契約等に関する法定書類作成事務
8. 信託取引に関する法定書類作成事務
9. 金地金等取引に関する法定書類作成事務
10. 上記のほか所得税法等の法令に基づく法定書類作成事務
11. 預金口座付番に関する事務
12. 災害時及び相続時における預貯金口座の情報提供に関する事務
13. 本人特定事項及び個人番号の正確性の確保に関する事務

以上

個人情報の利用目的について

お客さま各位

岩手県盛岡市中央通1丁目2番3号

株式会社 岩手銀行

株式会社岩手銀行は、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）に基づき、お客さまの個人情報を、下記業務ならびに利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。

記

業務内容	<ul style="list-style-type: none">○預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務およびこれらに付随する業務○国債等公共債および投資信託販売業務、保険販売業務、金融商品仲介業務、信託業務、社債業務、クレジットカード業務等、法律により銀行が営むことができる業務およびこれらに付随する業務○その他、銀行法等により銀行が営むことができる業務およびこれらに付随する業務（今後取扱いが認められる業務を含む）
利用目的	<ul style="list-style-type: none">○各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため○犯罪収益移転防止法に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため○預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため○融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため○適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため○与信事業に際して個人情報を加盟する個人信用情報機関に提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため○他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため○お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため○市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため○金融商品やサービスに関する各種ご提案のため（ダイレクトメールの発送を含む。お客さまの取引履歴やウェブサイトの閲覧履歴、グループ会社等から取得した情報等を分析して、お客さまのニーズにあった各種商品・サービスに関する広告等の配信等を行うことを含む。）○提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため（お客さまの取引履歴やウェブサイトの閲覧履歴、グループ会社等から取得した情報等を分析して、お客さまのニーズにあった各種商品・サービスに関する広告等の配信等を行うことを含む。）○各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため○その他、お客さまのお取引を適切かつ円滑に履行するため <p>※銀行法施行規則第13条の6の6等の規定に従い、当行は、個人信用情報機関より提供を受けたお客さまの返済能力に関する情報については、お客さまの返済能力の調査以外の目的のためには利用もしくは第三者提供いたしません。</p> <p>※銀行法施行規則第13条の6の7等の規定に従い、当行は、業務上知り得たお客さまに関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他必要と認められる目的以外には利用もしくは第三者提供いたしません。</p>

以上

電子交付サービス規定

第1条（規定の趣旨）

この規定は、株式会社岩手銀行（以下「当行」といいます。）が、法令等によりお客さまへの交付が義務付けられている投資信託取引にかかる書面等を紙媒体での交付に代えて電磁的方法により交付する場合の取扱いについて定めるものです。

第2条（電子交付の方法）

- (1) 当行が行う電子交付サービスは、次に掲げる電磁的方法のうち、いずれかの方法により行います。
- ① 当行の使用にかかる電子計算機とお客さまの使用にかかる電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて記載事項を送信し、お客さまの使用にかかる電子計算機に備えられたお客さまファイル（専らお客さまの用に供せられるファイルをいいます。以下同じ。）に記録する方法
 - ② 当行の使用にかかる電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供し、お客さまの使用にかかる電子計算機に備えられたお客さまファイルに記載事項を記録する方法
 - ③ 当行の使用にかかる電子計算機に備えられたお客さまファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法
 - ④ 閲覧ファイル（当行の使用にかかる電子計算機に備えられたファイルであって、同時に複数のお客さまの閲覧に供するための記載事項を記録させるファイルをいいます。以下同じ。）に記録された記載事項を電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法
- (2) 電子交付サービスを利用するためには、お客さまが使用するパーソナルコンピューター、タブレット端末およびスマートフォンにおいてPDFファイル閲覧用ソフトウェアおよびPDFファイルを印刷できる環境が必要となります。その他必要に応じ当行所定の動作環境等を備えていただくものとします。
- (3) 電子交付サービスで交付する書面等は、金融商品取引法その他関係法令等により規定される書面および当行が交付する他の通知書類等のうち、当行がホームページ等に掲げる書面等とします。
- (4) 当行は、前項に定める書面等を任意に追加または削除できるものとし、その場合は、事前に当行ホームページ等で公表します。
- (5) 第3項に定める書面等について、次の場合を除き、金融商品取引法その他関係法令等により規定されている書面等については、閲覧可能となった日から5年間閲覧することができるものとし、当行が交付するその他書面等については、当行が定めた所定の期間において閲覧できるものとします。
- ① 当行が当該書面等を電子交付に代えて、紙媒体により交付した場合
 - ② 当行がお客さまの承諾を得たうえで、他の電磁的方法等（電子メールを利用する方法、当行ホームページからダウンロードする方法、その他の方法）により交付した場合

第3条（電子交付の承諾および申込み）

- (1) お客さまが電子交付サービスの利用を希望される場合は、本規定を承諾の上、当行所定の方法により電子交付サービスを申込みするものとします。なお、電子交付の申込みは第2条第3項に掲げる対象書面等について包括して行うものとし、個別書面ごとの電子交付の申込みはできません。

(2) 電子交付する書面等について、お客さまの請求により電磁的方法によらず紙媒体等で交付する場合には、当行所定の手数料がかかる場合があります。

第4条（当行都合による電子交付の停止）

(1) 当行は、前条の規定にかかわらず、当行都合により電子交付によらず、紙媒体による書面交付をさせていただきます場合があります。

(2) 当行はお客さまへの通知をすることなく、いつでも電子交付の停止または内容の変更を行うことができるものとします。なお、法令諸規則の変更、監督官庁の指示その他必要な事態が発生した場合には、当行は一旦電子交付を停止し、紙媒体による書面交付ができるものとします。

(3) 当行は、システムメンテナンス等のために、電子交付サービスの一部または全部を停止することがあります。

第5条（免責事項）

当行は、次の各号に掲げる損害については、その責を負いません。また電子交付に関連して、当行は、逸失利益、拡大損害、間接損害その他特別事情に基づく損害についても、一切責任を負いません。

- ① 電信又は郵便の誤謬、遅滞等当行の責に帰すことのできない事由により生じた損害
- ② 通信回線、通信機器及びコンピューター・システム機器の障害による、情報伝達の遅延、不能、誤作動により生じた損害

第6条（電子交付サービスの解約等）

当行は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第2条第3項に定める書面等を紙媒体に切り替えて交付します。

- ① お客さまが電子交付サービスを解約した場合（いわぎんインターネットバンキングサービス等の関連するサービスを解約した場合を含む。）
- ② 当行が電子交付サービスの利用を停止することが適当であると判断した場合
- ③ 当行が電子交付サービスの提供を終了した場合

以上

2021年5月17日
株式会社岩手銀行

反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意

私（投信口座WEB開設申込サービスを利用して投信関連口座を開設する者をいいます。以下同じ。）は、つぎの①の各号のいずれかに該当し、もしくは②の各号のいずれかに該当する行為をし、または①にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、株式会社岩手銀行（以下「貴行」といいます。）は、私に事前に通知や催告等を行うことなく、投信関連口座に基づく投資信託取引を停止し、または投信関連口座が解約されても異議を申しません。また、これにより損害が生じた場合でも、いっさい私の責任といたします。

① 貴行との取引に際し、現在、つぎの各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

1. 暴力団
2. 暴力団員
3. 暴力団準構成員
4. 暴力団関係企業
5. 総会屋等、社会運動等標ぼうロゴまたは特殊知能暴力集団等
6. その他前各号に準ずる者

② 自らまたは第三者を利用してつぎの各号に該当する行為を行わないことを確約いたします。

1. 暴力的な要求行為
2. 法的な責任を超えた不当な要求行為
3. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
4. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴行の信頼を毀損し、または貴行の業務を妨害する行為
5. その他前各号に準ずる行為

以上

2021年5月17日

株式会社岩手銀行